

## (別紙)

様式第1号(第5条関係)

## 会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度 美幌町自治推進委員会 (第1回)
開 催 日 時	令和4年9月1日(木) 18時30分 開会 19時20分 閉会
開 催 場 所	美幌町役場庁舎1階 第1会議室
出 席 者 氏 名	熊崎委員、横山委員、志布委員、横関委員、加藤委員、佐々木委員 西岡委員、田村委員、鹿野委員
欠 席 者 氏 名	佐藤委員
事務局職員職氏名	平野町長、小室総務部長、沖崎政策課長 政策統計グループ 辻主査、稲場主事
議 題	1 自治推進委員会について 2 令和3年度 美幌町パブリックコメント手続条例の実施状況結果について 3 令和3年度 審議会等の会議の公開に関する運用状況について 4 自治基本条例の見直しについて 5 美幌町制施行100周年記念事業について 6 その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	—
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	なし
会 議 資 料 の 名 称	【資料1】自治推進委員会について 【資料2】美幌町パブリックコメント手続条例に係る令和3年度実施状況結果について 【資料3】令和3年度審議会等の会議の公開状況 【資料4】美幌町自治基本条例逐条解説(抜粋) 【資料5】諮問書(写し) 【資料6】令和4年度スケジュール(予定) 【資料7】美幌町自治基本条例逐条解説 【資料8】美幌町自治基本条例見直しチェックシート 【資料9】美幌町自治基本条例逐条解説 新旧対照表(案) 【資料10】美幌町制施行100周年記念事業基本方針(案)
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全部記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
小室総務部長（司会）	<p>それではご案内の時刻となりましたので、ただ今から、令和4年度第1回美幌町自治推進委員会を開催させていただきます。 本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>はじめに、新たに委員をお引き受けいただきました皆さまに、平野町長より、委嘱状の交付を行います。 私がお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますがその場でご起立のうえ委嘱状をお受け取りいただきたいと思っております。</p> <p><b>委嘱状交付</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平野町長より委嘱状の交付を行いました。</li> </ul> <p>西岡 巖 様（美幌町自治会連合会） 田村 英樹 様（美幌商工会議所青年部） 鹿野 博志 様（美幌町農業協同組合）</p> <p>美幌町自治推進委員会委員を委嘱します。 任期 令和4年9月1日から令和4年11月4日まで 令和4年9月1日、美幌町長 平野 浩司</p> <p>ただ今委嘱状を交付させていただきました3名を含め、本委員会につきましては委員10名により構成されていることをご報告させていただきます。 皆様どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、平野町長よりご挨拶申し上げます。</p>
平野町長	<p>皆さんこんばんは。 本日は、お忙しい中、令和4年度の第1回美幌町自治推進委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>まずは、先週の水曜日に開催予定でありましたが、こちらの都合で延期となってしまいましたこと、お詫び申し上げます。</p> <p>只今、推薦団体の役員等の変更で、3名の方に新たに委嘱状を交付させていただきました。新たに委員をお願いいたしました方々、当初から委員をお引き受けいただいている皆様に、心から感謝申しあげ、残り令和4年11月4日までの任期となりますが、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>さて、自治推進委員会の役割の基本となります自治基本条例について少しお話をさせていただきますと、美幌町自治基本条例はこの美幌町のまちづくりをどのようにしていくかのルールを定めている者で、他の町ではまちづくり条例というような名称にしているところもあります。 美幌町では、さまざまな議論があったのですが、まちづくりの定義も難しいという事で「自治基本条例」という名前になり、この条例は、平成23年3月18日に制定、平成23年4月1日から施行したところでありませう。</p>

	<p>この条例は、町民、議会及び行政が、美幌町の自治を確立するに当たっ ての基本的な考え方を規定しているもので、この条例を守り育て、実効性 を高めるため、町長の附属機関として、皆様方がご出席いただいた「美幌 町自治推進委員会」を設置させていただき、この条例の中に「条例見直し」 規定を定め、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会 経済情勢に適合しているかを検討することとなっております。</p> <p>検討については、8月2日に熊崎会長へ諮問をさせていただきましたが、 この「自治推進委員会」では、自治基本条例をどう推進していくか、どう 見直しをかけていくか、時代にそぐわないものは直していただき、こうし たルールを含めたらどうだろうか、などを議論・協議いただき、条例の付 け足し、ルールの変更などをしていただき、この条例を育てていただきた いと存じます。</p> <p>あわせて、令和5年度に美幌町制が施行してから100周年を迎えます。 自治推進委員の皆さまには、記念事業についても、ご検討いただければと 思います。</p> <p>限られた時間での協議や検討となりますが、委員の皆さまの知恵をお借 りしながら、美幌町がこれからも皆様にとって住みやすい街になるよう、 私からの挨拶とさせていただきます。</p>
<p>小室総務部長（司会）</p>	<p>議題へと入る前に、初めての委員の方もいらっしゃいますので、ここで 自己紹介を兼ねまして委員の皆さまから一言いただきたいと思ひます。</p>
	<p>（熊崎会長、横山副会長、西岡委員、田村委員、鹿野委員、加藤委員 横関委員、志布委員、事務局の順に自己紹介）</p>
<p>小室総務部長（司会）</p>	<p>それでは、大変申し訳ございませんが、平野町長につきましては、他の 用務がございますので、ここで退席させていただきます。</p> <p>（町長退席）</p>
<p>小室総務部長（司会）</p>	<p>それでは、議題へと入りたいと思ひます。</p> <p>議事進行につきましては、美幌町附属機関に関する条例第8条の規定に 基づき、会長が議長を務めることとなっておりますので、熊崎会長にお願 いしますが、その前に2点だけ、私からお願いがございます。</p> <p>本委員会の会議につきましては、原則公開により開催をさせていただきます ます。会議終了後には、速やかに会議録を作成のうえ町のホームページに おいて会議録を公開いたしますのであらかじめご承知おきいただきたいと 存じます。</p> <p>また、コロナ禍において開催する会議となりますので感染リスク防止の 観点から、できる限り長時間の会議とならないよう、資料説明につきまし ては、ポイントを絞りご説明させていただきますので、ご理解とご協力の ほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、熊崎会長よろしくお願ひいたします。</p>
<p>熊崎会長（司会）</p>	<p>それでは、早速ですがお手元の議案書に沿って進めていきたいと思ひま す。</p> <p>それでは、議題の一つ目、議題の（1）自治推進委員会について、事務</p>

<p>辻主査（事務局）</p>	<p>局の方から説明願います。 それでは、お願いします。</p> <p><b>議題（１）自治推進委員会について</b></p> <p>資料１をご覧ください。 まず一番目に、当委員会の設置目的及び役割についてです。 自治基本条例は、簡単に説明しますと平成２３年４月１日から運用している、まちづくりに関する考え方やルールを定めた条例です。ルールを定めておりますが、細かいルールではなく、そして、この条例を実効性のあるものにしていくため、町民側からの立場で見守っていただき、適正な進行管理を図っていくためにこの委員会を設置しております。</p> <p>その役割については、（２）役割の下に条例の抜粋も記載していますが、第４９条の２に記載しております、町長からの諮問に応じて審議を行い、答申することや、この条例に基づく制度及び条例の運用状況等について、自ら審議を行って町長に提言することができます。</p> <p>ちなみに、用語の意味としまして 諮問とは、一定の機関や有識者について、ある問題について意見を尋ね求めること。 答申とは、問いに対して意見を述べること。特に諮問機関が、諮問を受けた事項について 行政官庁に意見を詳しく申し出ること。という意味になります。</p> <p>２番目に、裏面になります。審議事項についてです。（１）基本原則の推進とあります。 自治基本条例には３つの基本原則があります。それは、「情報共有」「参加」「協働」の三つです。まず「情報共有」とは、町民、議会及び行政がもっている情報を共有し、一体となって町政運営を行って行くことです。「参加」とは町民主体の自治を進めるためには、町民の皆さまが積極的に参加することが必要であって、「協働」とは町民、議会、行政が互いに協力して課題の解決を図って行こうということです。これらを推進するための、取組方法などを調査審議するものです。</p> <p>（２）は自治基本条例の検証であります。 議題４でも触れさせていただきますが、この条例が施行されてから、今の社会情勢と合っているのか、見直した方が良いところはないのか調査審議していただき、意見を求めます。この見直しは、４年を超えない期間ごととしています。</p> <p>（３）は審議の流れを図式化したものになります。 左側が、本日開催しております、町民の皆様で構成された組織の自治推進委員会です。 右側が、町長が会長であります行政内部の推進組織の庁内推進委員会があります。 自治推進委員会からの提言や答申を庁内推進委員会で検討を行い、条例の適正な進行管理を行っていくというものです。 簡単なご説明となりましたが、以上が議題１の説明となります。</p>
-----------------	---

熊崎会長（司会）	<p>事務局から以上のような説明がありましたが、皆さま何かご質問やご意見はありますか。どうですか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>ないようですので、次の議題に入りたいと思います。</p>
辻主査（事務局）	<p><b>議題（２）</b> <b>令和３年度 美幌町パブリックコメント手続条例の実施状況結果について</b></p> <p>議題２の「美幌町パブリックコメント手続条例に係る令和３年度の実施状況結果」について資料２をご覧くださいと思います。令和３年度においては、８つの案件でパブリックコメントを実施したところであります。そのうち、「意見なし」という案件が６つ、「意見あり」という案件が２つあり、１件から２件の意見が寄せられたところであります。簡単ですが、以上であります。</p>
熊崎会長（司会）	<p>事務局から以上のような説明がありましたが、皆さま何かご質問やご意見はありますか。どうですか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>ないようですので、次の議題に入りたいと思います。</p>
辻主査（事務局）	<p><b>議題（３）</b> <b>令和３年度 審議会等の会議の公開に関する運用状況について</b></p> <p>資料３をご覧くださいと思います。令和３年度においては、全部で４３ある審議会等のうち、２１の審議会等で会議は開催しませんでした。残り２２の審議会等で合計９０回の会議が開催されたところであります。そのうち、すべて公開された会議は２５回、非公開が６４回となっております。また、公開の会議においての傍聴人数ですが、一般、報道機関の方ともに０名となっております。資料の横書きになっているものにつきましては、それぞれの審議会等におけるそれぞれの開催状況の詳細となっております。以上でございます。</p>
熊崎会長（司会）	<p>事務局から以上のような説明がありましたが、皆さま何かご質問やご意見はありますか。どうですか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>ないようですので、次の議題に入りたいと思います。</p>

辻主査（事務局）

#### 議題（４）自治基本条例の見直しについて

それでは、資料４をご覧ください。

こちらは自治基本条例の逐条解説を掲載しております。

今回の自治基本条例の見直しについてですが、自治基本条例第 48 条第 1 項の規定に基づき行うものでございます。平成 23 年 4 月 1 日に自治基本条例が施行されまして、平成 26 年度に見直し第 1 回目、平成 30 年度に第 2 回目の見直しを行っており、その 4 年後であります令和 4 年度に見直しを行うものでございます。

自治基本条例自体は普遍的な条文ということで整理されていると思いますので、本年度についてもそれほど大きな見直しは想定してはいないところでございますけれども、社会情勢の変化ですとか、そういった変化により見直しが必要かを皆さんと一緒に検討していけたらと思っております。

資料５につきましては、8 月 2 日に町長から自治推進委員会の熊崎会長に対して、諮問を行いましたので、その写しを添付させていただいております。

内容としましては、各条項が本町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討願いたい。

答申時期は本年 10 月末を目途にお願いしたいという内容となっております。

今後のスケジュールにつきましては、次のページの資料 6 になります。今後、数回の自治推進委員会を開催し条例の見直しについて検討していただくこととなりますが、資料 5 の諮問事項にも記載されているとおり、答申時期については今年の 10 月末を目途としています。

その結果、見直しが必要となった場合は、条例の改正案を事務局で作成します。そして 12 月上旬に自治推進委員会の開催、庁内推進委員会の開催、議会への説明、パブリックコメントを経て 3 月議会へ改正条例案を上程し、来年度から改正条例の施行というスケジュールになります。委員の皆さまには、限られた時間の中での検討となりますが、どうぞよろしくお願いたします。

続いて見直し検討作業の進め方についてご説明させていただきます。

まず、資料 7 は逐条解説となっております。こちらは、自治基本条例の条文ごとの解説と考え方が記載しており、より細かく自治基本条例について説明しているものとなっております。

私もそうですが、自分の家で条例を読むという事は中々難しいことだと思いますが、一度目をとおしていただき、次回の会議開催時にもお持ちください。

次に、資料 8 の見直しチェックシートですが、左側に条文、真ん中に主な取り組み状況という事で美幌町の主な取り組み状況が記載されております。そしてこのチェックシートの一番右側に「意見」という欄がありますので、逐条解説と一緒にご覧いただき、何か疑問点やご意見がありましたら記入していただき、お忙しいところ恐れ入りますが、9 月 8 日（木）までに事務局まで提出ください。提出方法は、郵送やメール、FAX で提出いただいても、役場にきた際でもかまいません。

いただいたご意見を次回の会議開催までに取りまとめさせていただきます。

	<p>す。なお、会議開催は9月中旬以降を予定しておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、資料の9についてです。  こちらにつきましては、自治基本条例逐条解説 新旧対照表(案)となっております。</p> <p>こちら(案)としておりますが、記載の仕方が悪く申し訳ありません。こちらは、参考例としてお知らせしているものでありまして、このように改正するものではございません。</p> <p>あくまでも、例でありますので、イメージとしてとらえていただくだけのものとなっております。</p> <p>なお、役場職員に対しても自治基本条例についての見直し依頼をしておりますので、役場職員の意見集約後に見直しが必要な意見がありましたら、次回の会議開催時にお知らせいたします。</p> <p>次回開催時には、いただいた意見を集約し、条例改正が必要かの検討を行いたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上、ご説明させていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
熊崎会長(司会)	<p>以上、議題4の自治基本条例の見直しについて説明いただきましたが、皆さんの方からご意見やご質問ありますでしょうか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、次の議題の5つめ、美幌町制施行100周年事業について、事務局から説明をお願いします。</p>
辻主査(事務局)	<p><b>議題(5) 美幌町制施行100周年記念事業について</b></p> <p>資料10になります。</p> <p>美幌町は大正12年4月1日に村から町となり、令和5年4月1日に100年を迎えます。</p> <p>そこで100周年の記念事業の実施に向けて基本方針(案)を作成しました。</p> <p>記念事業の実施に向けては、令和4年9月1日付けで基本方針を策定し、検討組織を立ち上げ、事業実施等について検討していくことを想定しております。</p> <p>その中で自治推進委員会は、美幌町の自治の推進を図るという位置付けから今回、記念事業協同組織に自治推進委員会を位置付けさせていただきました。</p> <p>自治推進委員会の皆さまには、町民協働事業検討組織として、企画立案から実行までの検討を進めていけたらと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>こちらの検討内容につきましても、令和5年度の予算編成時期が11月となっておりますので、方向性について11月を目途に決定していきたいと考えております。期間のない中の条例見直しとの並行作業となりますが、一緒に考えて行けたらと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上、ご説明させていただきました。</p>

熊崎会長（司会）	<p>こちらの100周年事業について事務局から説明がありましたが、何か皆さんの方からご質問はありますでしょうか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>ないようですので、次に議題の6つめその他について事務局から説明をお願いします。</p>
辻主査（事務局）	<p><b>議題（6）その他</b></p> <p>次回の開催日ですが、9月中旬以降を予定しております。机の上に置かせていただきました、日程調整表に現時点でわかる範囲で結構ですので、ご都合の悪い日がありましたらそちらに記載いただきまして、お帰りの際か、お忙しいところ申し訳ありませんが9月5日（月）までにお知らせください。後日でしたらお電話でも結構です。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
熊崎会長（司会）	<p>以上日程調整という事で報告がありましたが、皆さんからご質問ありませんでしょうか</p>
田村委員	<p>議題の時に質問できず申し訳なかったのですが、わからないことがあったので質問させていただきます。</p> <p>資料8のチェックシートの意見を書いて提出するという事で、この意見はどのように記入したら良いか教えていただきたいと思ったのですが。</p>
辻主査（事務局）	<p>こちらにつきましては、率直なご意見で構いませんので、例えば用語の意味がわからないですとか、取組状況に対するご意見ですとかを記載していただけたらと思います。</p>
田村委員	<p>この意見というのは、条文の中身に対することや、取組状況に対することも含めてという事でしょうか。</p>
辻主査（事務局）	<p>はい。そうなります。</p>
田村委員	<p>あとすみません。100周年記念事業の町民協働事業についてですが、どんなイメージなんでしょうか</p>
小室総務部長	<p>これは、まだ白紙の状態ですので、まずは、式典は町が主催して、例えば過去に功績のあった方に感謝をするですとか一般的な式典を実施します。それとは違って、せっかく美幌町という町ができて100年の節目になり、これは2度とないわけですから、その機会に何かイベントをやりたいなと思っております。</p> <p>ただ、そのイベントも今まったくの白紙なんですけども、たとえば100年を振り返った演劇をやるですとか、子どもたちで合唱をするとか、よくいろんな自治体でやっているんですけども、そういったイベントをするですとか。また、それに限らず特にこの3年近くコロナ禍が続いて町全体がなんとなく元気が出せないような状況が続いてますので、これを来年の夏くらいに何かできないかなということなんです。</p> <p>美幌町は大正12年の4月1日に町になりましたので、本来は来年の4月1日に式典をすべきなんですけど、ただ来年は4月に選挙がありますので</p>

	<p>4月に式典をやるのは難しいという事で、今私たちは来年の7月1日に式典をやりたいなと思っております。</p> <p>ですので、何らかのイベント等も含めて祝賀イベント等についても7月をターゲットにして何か企画できないかなという思いがあります。これは皆さんいろんなお考えもあるかと思しますので、積極的にご意見いただいでみなさんで議論して何か一つの形にできればと思しますのでよろしくお願ひいたします。</p>
熊崎会長（司会）	<p>つまり自治推進委員会が100周年町民協働イベントの実行委員会になるということなんでしょうか。それともそれを主として別に実行委員会を組織することになるのでしょうか。</p>
小室総務部長	<p>実行委員会までは考えていないのですが、いろいろな事業をどういう風に調整していくかという事も出てきますので、そこは皆さんからいただいた意見を形にする中でどういうやり方がいいのかを含めて相談させていただけたらと思っております。</p>
熊崎会長（司会）	<p>100周年に合わせた町民主導型のイベントとしての意見を今回の自治推進委員会の中で意見を出し合って方向性を決めて行こうかということでしょうか。</p>
小室総務部長	<p>そうですね。役場の中でも同じような組織を作っていますので、私たちからもしかしたら発案させていただく場面もあるかもしれません。</p> <p>逆に皆さんからいただいた意見を役場の中に渡していろんな意見をまたもらって、いろんな場面でみんなで話し合いを深めて何か一つにしたいなという、この作業を通じてまた次の100年に向かっていくというように何かそういう機運が高まればいなと、そういうねらいもあります。</p>
熊崎会長（司会）	<p>わかりました。</p> <p>何か皆さんもご意見ありますでしょうか。</p> <p>（意見なし）</p>
辻主査（事務局）	<p>次回開催時にこの100周年の話もしていきたいと考えておりますので、それまでに皆さんで何か案を考えてきていただけたらと思しますのでよろしくお願ひいたします。</p>
熊崎会長（司会）	<p>わかりました。</p> <p>最後になりますが皆さんご意見ありますでしょうか。</p> <p>（意見なし）</p> <p>なければ、これで本日の会議を終了したいと思います。次回は日程が決まり次第という事ですが、9月中には行いたいということですので、どうぞ皆さまよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は皆さまお疲れ様でした。</p>